

令和8年1月29日

令和8年2月臨時議会

条例関係議案等の概要資料

鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について

こども政策部 こども育成課

1 改正理由

令和 8 年 4 月 1 日から、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が給付化され、全国の自治体で実施される。

乳児等通園支援事業を市立保育所で実施するに当たり、国が示す令和 8 年度の公定価格（利用料標準及び特定乳児等通園支援費用基準額）を踏まえ、本条例においてその利用料等を定めようとするものである。

2 内容

（1） 乳児等通園支援事業を市立保育所で実施し、1 時間当たり 300 円の利用料を徴収する。（第 7 条関係）

（2） 乳児等通園支援事業の利用料の減免に関する規定整備を行う。（第 8 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日